

議案第 1 3 7 号

吹田市名誉市民条例の制定について

上記の議案に対する修正案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日提出

吹田市議会議員

池淵佐知子

同

馬場慶次郎

同

五十川有香

議案第 137 号 吹田市名誉市民条例の制定について

原 案 修 正 表

議案第137号 吹田市名誉市民条例原案修正表

_____は修正箇所

原 案	修 正 案
(名誉市民の基準) 第2条 名誉市民の称号は、市民、市内の団体又は吹田にゆかりのある個人若しくは団体であつて、<u>学術研究その他の</u>社会の発展に寄与する活動が世界的に高く評価されたことにより、広く市民から吹田の誇りとして深く尊敬されているものに対して贈る。	(名誉市民の基準) 第2条 名誉市民の称号は、市民、市内の団体又は吹田にゆかりのある個人若しくは団体であつて、社会の発展に寄与する活動が世界的に高く評価されたことにより、広く市民から吹田の誇りとして深く尊敬されているものに対して贈る。